

**北区立荒川小学校**  
**「新型コロナウイルス感染症対策」**  
**ガイドライン**  
**【第3版:4月6日版】**

北区立 荒川 小学校

## 1 ガイドラインの策定について

北区立荒川小学校では、これまで、国や東京都、北区から示された指針やガイドラインなどを参考に、学校独自のガイドライン（北区立荒川小学校「新型コロナウイルス感染症対策」ガイドライン）を策定し、感染症の予防と対策の徹底に努めてきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、変異ウイルスによる感染拡大の予兆が見られるなど、依然として収束の見通しが立たず、長期的かつ持続的な対応が求められることから、今後も、感染症対策を徹底しながら学校の円滑な運営と児童の学びの保障を継続していく必要がある。

このような状況の中、国は、令和3年2月19日付で「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を改訂し、各地方公共団体に通知した。このガイドライン改訂を受け、北区も、独自のガイドライン（北区立学校等における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」）を改訂し、令和3年度における北区立学校等の学校運営の指針として定めた。

これまで本校は、北区のガイドラインなどを参考に、学校独自のガイドラインを策定してきたことから、今回示された区のガイドラインを基にして、令和3年度の本校の対策をガイドラインにまとめた。

本ガイドラインに基づいて対応するが、新型コロナウイルス感染症の感染状況は日々変化しており、国や東京都、北区のガイドラインなども適宜改訂されることもあることから、今後、国や東京都、北区の対応方針に変更があった場合には、その都度、適切に動向を見極めたうえで、対応方針を変更することがあり得るとともに、本ガイドラインに定めのない事項については、国や東京都、北区のガイドラインなどもあわせて活用することを想定している。

## 2 有効期間について

本ガイドライン配布～新型コロナウイルス感染拡大が一定程度収束に向かうまで

※一定程度収束に向かうまでとは、国、都、区が、そのような方向性を示し、校長がそのように判断したときを指す。

※学校及び児童等の状況、感染拡大及び収束の状況等によっては、本ガイドラインによらず、適宜、適切に、臨機応変に対応していく。

## 3 感染症対策の徹底について

### (1) 基本的な考え方

#### ①教育活動において、講じるべき5つの対策

ア：児童に対する新型コロナウイルス感染症の予防についての、正しい理解と適切な行動を指導

イ：手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底

ウ：学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

エ：日頃の連絡体制の確認

オ：集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なる場を避けることや、1つ1つの条件が発生しないようにすること、及び大声を出さないようにする配慮

・換気の悪い密閉空間（密閉）

・多くの人が集まる密集（密集）

・近距離での会話や発声（密接）

②都内及び区内の感染者の発生状況を踏まえた、一部又は全部の学校における臨時休校措置への対応に留意

### (2) 感染予防の徹底について

#### ①家庭と連携した取組

・毎朝の検温と風邪症状等の確認（児童だけでなく、同居の家族の健康状況の把握）

※児童については、「健康観察カード」に体温や健康状態を記入し、毎日学校に持参。同居

- 家族についても同様の体調確認を行ったうえで、体調に不調がある場合には学校に連絡
- ・風邪症状（平熱より高い発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、強いだるさ、息苦しき）が見られる場合（同居の家族を含む）には、症状がなくなるまでの自宅休養を徹底
  - ・感染予防対策に必要な持ち物の持参を徹底
  - ・手洗い（基本的に流水と石けんで行う）と咳エチケット（マスクの着用を原則とし、難しい状況の場合には、ハンカチや手ぬぐい等で代用、または、ティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆うなど）の励行
  - ・免疫力を高めるための生活習慣（十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食事）の徹底
  - ・下校後の不要不急の外出自粛の徹底

## ②学校での取組

### ア：児童への指導

- ・毎朝の健康状態の確認と自宅での検温
- ・風邪症状（平熱より高い発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、強いだるさ、息苦しき）が見られる場合（同居の家族を含む）には、症状がなくなるまでの自宅休養を徹底
- ・感染予防対策に必要な持ち物の持参を徹底
- ・登校後、速やかに健康状態の確認、観察  
※「健康観察カード」は登校後すぐに担任に提出
- ・状況に応じて、保健室その他の別室での健康状態の確認、観察
- ・こまめな手洗い（登校時、給食前後、清掃前後、トイレ後、外遊び後）と咳エチケットの励行
- ・正しくマスクを着用することを原則とするが、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、熱中症などの健康被害を避けるため、できるだけ人との身体的距離を十分に確保し、近距離での会話を控えたうえで、マスクを外すよう指導  
※身体的距離は、可能な限り2m（最低1m）空ける
- ・児童本人が暑さで苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導
- ・マスクを外す場合は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどを指導

### イ：校内環境の整備

- ・石けん等の設置
- ・教室（ドアや窓）や廊下、特別教室や体育館等の換気と温度調節の徹底
- ・大勢がよく手を触れる箇所については、児童が下校した後の教職員による校内の消毒
- ・牛乳パックリサイクルの段階的な実施時期の設定など、ゴミの分別における配慮

### ウ 授業実施上の配慮

#### 【感染のリスクが高いため十分に配慮して行う学習活動】

以下の活動においては、児童の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、距離や方向、回数、時間などに配慮をして実施

- ・各教科等に共通する活動として「児童が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育における「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

### 【留意事項】

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせる。
- ・調理実習は行っても、それを喫食しない。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童や保護者の意向を尊重する。
- ・体育の授業は、当面の間、可能な限り屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ・音楽の授業等において合唱を行う場合には、マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。
- ・合唱・合奏している児童同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童との間隔、発表者と聴いている児童との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m程度（最低1 m程度）空ける。
- ・合唱活動において、立っている児童の飛沫が座っている児童の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童と座っている児童が混在しないようにする。
- ・合唱活動では、連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

## 4 教育活動における対応について

### (1) 教科指導における配慮

- ・普通教室、特別教室等における児童の座席間隔（可能な範囲）の確保と対面とならない座席配置の工夫
- ・気候上可能な限り、複数の窓を同時に開けた十分な換気
- ・児童間の十分な距離を確保したうえで、体育の授業におけるマスク着用は不要
- ・感染リスクの高い実技指導などの年間授業計画の見直し等の工夫
- ・授業中に体調不良の児童が発生した場合の対応  
（安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅休養を指示）

### (2) 給食実施時における配慮

#### ① 献立内容

- ・献立作成については、引き続き、スムーズな配膳・喫食ができるよう工夫
- ・手指を使って食べるものを提供する場合は、喫食する場合の感染リスクを考慮
- ・配膳や喫食の安全面に十分配慮

#### ② 給食準備・配膳・片付け

- ・気候上可能な限り、複数の窓を同時に開けた十分な換気
- ・体調不良の児童は給食当番をしないことを徹底
- ・給食当番以外の者も含め、全員の手洗いを徹底
- ・マスクは喫食直前に外し、喫食後、速やかに着用
- ・引き続き、学年によっては、複数の教職員が配膳の手伝いができるような指導体制の確立
- ・盛り切り（おかわりなし）による配膳の徹底
- ・席を向かい合わせにしての対面での喫食はせず、前向きで、大声での会話を控えて食事
- ・自分の食器や残食は、所定の位置まで自分で片付け、人の物は触らない指導の徹底
- ・喫食後の片付け、歯磨き等の際における人数、時間、場所等の動線の工夫

### (3) 清掃時間における配慮

- ・気候上可能な限り、複数の窓を同時に開けた十分な換気
- ・清掃形態（場所、方法、順番 等）の工夫
- ・床の清掃は、通常の清掃活動の範囲で対応
- ・机、椅子の清掃は、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を実施
- ・清掃道具など共用するものについては、使用の都度、消毒を行わず、清掃前後の石けん等による手洗いの徹底

### (4) 休み時間における配慮

- ・気候上可能な限り、複数の窓を同時に開けた十分な換気
- ・トイレ使用時における混雑を避けるための動線や順番の確保
- ・適度な運動のための外遊びの励行
- ・トイレ使用後や外遊び後の石けん等による手洗いの徹底
- ・大人数、大声、至近距離での会話はしないことの徹底

### (5) 登下校時における配慮

- ・登校班での登校時は交通安全上の観点を踏まえた上での間隔の確保
- ・通学に不慣れな1年生の児童に対しては十分注意
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、熱中症などの健康被害を避けるため、屋外で人との十分な距離（最低1m以上）を確保できる場合はマスクを外すよう指導

## 5 学校行事等について

基本的には、以下に定めるとおりとする。なお、「基本的な感染予防対策」とは、参加者の自宅での検温と体調確認、手洗い、うがい、マスク着用などのエチケット対策、教室等の窓の開放などによる十分な換気、会場の座席配置における十分な間隔確保などを想定したものである。

### (1) 土曜日授業について

#### 【外部への公開について】

- ・基本的な感染予防対策を徹底して実施する。
  - ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりすることもある。
  - ※感染状況によっては中止を判断する。

### (2) 各種学力調査について

- ①全国：学力・学習状況調査（6年生）
  - ・国の方針に沿って、5月27日（木）実施
- ②東京都：児童生徒の学力向上を図るための調査（4～6年生）
  - ・都の方針に沿って、9/13（月）実施予定
- ③北区：基礎・基本調査（2～6年生）
  - ・4/13（火）実施予定

### (3) 体力・運動能力等調査について

- ①全国、東京都（1～6年）
  - ・国、都の方針に沿って、実施

### (4) 運動会について

- ・以下の内容を踏まえ、5/29（土）に実施
- ・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施。（感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮、感染リスクの高い身体接触実技の中止など配慮する）
- ・「3密」が発生しないよう配慮
  - ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりすることもある

- (5) 音楽会について
- ・以下の内容を踏まえ、11/12(金)、11/13(土)に実施
  - ・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施。(感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮、感染リスクの高い身体接触実技の中止など配慮する)
  - ・「3密」が発生しないよう配慮
  - ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりすることもある。
- (6) 地域巡り(地域探検)について
- ・公共交通機関を使用する場合は、混雑するラッシュ時間を避けて実施
- (7) 社会科見学、遠足等の校外学習について
- ・公共交通機関を使用する場合は、混雑するラッシュ時間を避けて実施
- (8) ゲストティーチャーの招へい授業について
- 【外部への公開について】
- ・基本的な感染予防対策の徹底
  - ・ゲストティーチャーには、入校時の検温を依頼
  - ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりすることもある。
  - ※感染状況によっては中止を判断
- (9) 児童朝会、避難訓練について
- ・国や都、区の方針を踏まえて実施
  - ・本校においては、引き続き、屋外で間隔を保つ工夫、放送等の活用を工夫して実施
- (10) 水泳指導(体育の授業として行う)
- ・国や都、区の方針を踏まえて実施
- (11) 夏季水泳指導(夏季休業期間中に行う)
- ・実施方法は、国や都、区の考え方を踏まえて検討
- (12) 保護者会、個人面談について
- ・基本的な感染予防対策の徹底
- (13) 学校運営協議会、PTA活動等について
- ・基本的な感染予防対策の徹底
  - ・長時間にならないよう配慮
- (14) 東京都の事業について
- ①セーフティ教室
- 【外部への公開について】
- ・基本的な感染予防対策の徹底
  - ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりすることもある。
  - ※感染状況によっては書面開催
- ②薬物乱用防止教室
- ・基本的な感染予防対策の徹底
- ③道徳授業地区公開講座
- 【外部への公開について】
- ・基本的な感染予防対策の徹底
  - ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりすることもある。
  - ※感染状況によっては書面開催

- ④学校連携観戦（オリ・パラ観戦）
  - ・都、区の方針を踏まえて検討
- (15) 定期健康診断について
  - ・国や都、区の方針に沿って、6月末までに実施
- (16) 宿泊を伴う行事について
  - ①6年生日光移動教室【本校は8／3（火）～4（水）】
    - ・7～8月 日光にて実施
    - ・1泊2日で実施。
  - ②5年生自然体験教室【本校は6／22（火）～24（木）】
    - ・5～11月 岩井にて実施。
    - ・2泊3日で実施
  - ③4年生移動教室【本校は7／13（火）～14（水）】
    - ・6～7月 那須にて実施
    - ・1泊2日で実施。
- (17) 連合行事（連合陸上記録会・連合音楽会）について
  - ①北区小学校連合陸上記録会（6年生）【10／13（水）】
    - ・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施
    - ・感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮
  - ② 北区小学校連合音楽会（本校は4年生が参加予定）【11／30（火）】
    - ・基本的な感染予防対策の徹底
    - ※公開の時間を分散したり、人数制限を行ったりすることもある。
  - ③ 北区小学校音楽鑑賞教室（6年生）
    - ・休止
  - ④席書会（本校では6年生代表児童が参加）
    - ・一堂に会して実施しない
    - ※一堂に会して授賞式は行わず、賞状が区から学校に送付される
- (18) 幼稚園等との交流について
  - ・身体接触が多くならないように工夫して実施
  - ・給食については、実施方法を工夫
- (19) 入学式
  - ・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施
  - ・感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮や参加人数を制限
  - ・「3密」が発生しないよう配慮
- (20) 卒業式
  - ・感染状況を踏まえた実施方法を検討して実施
  - ・感染状況が芳しくない場合は、実施時間の短縮や参加人数を制限
  - ・「3密」が発生しないよう配慮

## 6 感染者が発生した場合及び発生する可能性の生じた場合の対応について

児童が感染者または濃厚接触者であることが判明した場合、ただちに保護者や親族から学校に連絡する。また、学校は、ただちに教育委員会学校支援課に報告する。児童が医師の指示に基づいてPCR検査を受ける事になった場合も同様に連絡する。

(1) 児童が感染者と判明した場合

- ・医療機関ないし保健所の判断に基づき、治癒するまでの間（少なくとも10日間）、児童は出席停止とする。
- ・保健所に当該感染を情報提供し、感染者との濃厚接触者を特定して、健康観察を実施
- ・感染者が出た学校は、濃厚接触者が保健所により特定されて学校から離れ、消毒が済むまでの間、学校の全部または一部を臨時休校とする。  
※保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位、学校全体を判断していく。
- ・保健所と連携し、感染者が活動した範囲の高濃度で触った物品等を消毒する。

(2) 児童が濃厚接触者と判明した場合、又は症状があるなど感染の疑いがあるため、医師の指示に基づいてPCR検査を受けた場合

- ・同居の家族がPCR検査の結果、陽性であった場合、幼児・児童・生徒は濃厚接触者に特定される可能性が高いため、自宅待機（登校している場合は、直ちに下校）とする。
- ・児童が濃厚接触者として特定され、PCR検査の結果が陽性であった場合、「(1) 児童が感染者と判明した場合」と同じとする。
- ・濃厚接触者として特定され、PCR検査を受け、結果が陰性であった場合、当該児童が感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は出席停止とする。
- ・症状があるなど感染疑いのためPCR検査を受け、結果が陰影であった場合、医師の指示に基づいて登校時期を決定する。
- ・他の児童や教職員の健康観察を徹底する。

(3) 家庭内感染への対策

- ・児童の同居家族に発熱等の風邪症状がある場合や同居の家族がPCR検査を受けることになった場合には、登校しないよう要請する。

(4) 学校が臨時休業となった場合への備え

- ・児童の家庭学習用教材（問題集、プリント、家庭学習用端末を活用したオンライン学習など）の準備（発達段階や学習の状況を踏まえた適切な内容や量となるよう留意）を進める。
- ・保護者への確実な情報提供手段を構築（学校配信メールの利用登録）する。
- ・臨時休業期間中における児童の健康状態等の定期的な把握体制の構築（学習用端末の活用により、保護者だけでなく、児童にも直接確認できるようにする）する。

## 7 その他

(1) 児童が海外から帰国した場合

- ・帰国後2週間は当該児童または保護者との連絡を密にして、外出を控え、自宅に滞在するよう指示する。

(2) 体調不良（風邪症状）の児童の対応

- ・当該児童は、症状がなくなるまで無理をせず、自宅休養を指示する。

(3) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

- ・感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症



に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を実施する。

- ・児童や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、東京都いじめ相談ホットライン、北区教育総合相談センター等）に相談するよう、適宜周知する。

#### （4）児童の心身の状況の把握と心のケア、児童虐待防止への対応

##### ①支援が必要な児童の早期発見・早期対応に向けた取組

- ・長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子どもたちが抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に心のケアを実施
- ・支援が必要と思われる児童の早期発見・早期対応のために、児童や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童の小さな変化を見逃さないようにするための取組を実施する。
- ・その上で、気になる様子が見られる児童については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝え、必要な児童からスクールカウンセラーによる面接を実施する。
- ・生活や福祉等の支援が必要とされる児童については、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を検討する。
- ・児童が感染の不安を理由に長期欠席している場合であっても、背景にその他の問題がないかも含め、児童の状況を的確に把握することが必要
- ・児童虐待防止に関しては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康診断等の実施などにより、児童の状況を的確に把握し、子ども家庭支援センター等への連絡・相談等により、適切に対応する。また、欠席している児童に対しては、感染症対策の徹底に留意しつつ、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携を行うなどにより、定期的に児童の状況を把握する。

##### ②学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

- ・全ての児童に、どんな小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、適宜周知する。
- ・学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童に少しでも気になる様子が見られる場合は、園・学校や相談機関に相談するよう周知する。

#### （5）体育館・校庭の学校施設開放

##### ①学校設備等使用・地区体育館・校庭夜間開放

- ・緊急事態宣言発令期間中は中止。その後は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて判断する。
- ・利用団体は、活動前の自宅での検温や手洗い・手指消毒等の感染症対策を徹底するとともに、活動終了後は通常の清掃のほかに、蛇口・スイッチ類等手を触れた部分の消毒作業を徹底する。

##### ②小学校校庭開放（子どもの遊び場）

- ・実施する。